

「第4回 成瀬ダム建設事業の関係地方公共団体からなる 検討の場」

パブリックコメントで頂いたご意見に対する
検討主体の考え方について

平成24年9月21日

国土交通省 東北地方整備局

パブリックコメントの概要及び結果について

1. 意見募集の概要

(1) 意見募集対象：

- 1) 今回立案した複数の対策案以外の具体的対策案のご提案
- 2) 今回行った複数の対策案に係る概略評価及び抽出に対するご意見

(2) 募集期間：平成23年10月22日（土）～平成23年11月21日（月）（必着）

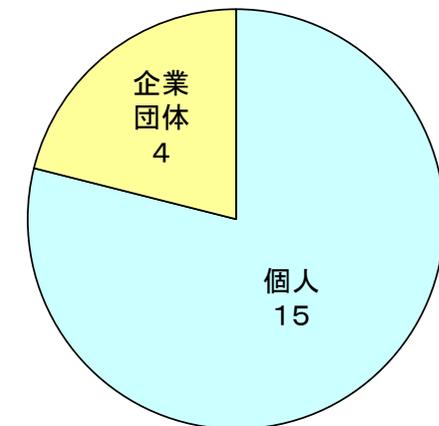
(3) 提出方法：郵送、FAX、電子メール、閲覧場所の回収箱への投函

2. 意見募集結果の概要

(1) 意見提出者：19（個人15、企業・団体4）

(2) 意見概要：

- 1) 今回立案した複数の対策案以外の具体的対策案のご提案
 - ・ 治水、新規利水対策案について、ご提案を踏まえ、治水2件、新規利水1件の対策案を追加検討した。
- 2) 今回行った複数の対策案に係る概略評価及び抽出に対するご意見
 - ・ 治水、新規利水、流水の正常な機能の維持の各対策案の評価等についてご意見があった。



パブリックコメントで頂いたご意見に対する検討主体の考え方

パブリックコメントに寄せられたご意見に対する検討主体の考え方を以下にお示しします。

本資料では、できるだけわかりやすくご説明する観点から、寄せられたご意見等について、その論点を体系的に整理したうえで、論点ごとに検討主体の考え方を示しております。

このため、ご意見を提出して頂いた方が指定した項目と、検討主体の考え方を示した項目が一致していない場合があります。

パブリックコメントの結果と寄せられたご意見に対する考え方（治水1／4）

意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
【複数の治水対策案の立案及び概略評価について】		
治01	<p>【具体的な治水対策案の提案について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転規則を一部改変するだけで洪水と利水を振り替え可能である。既設ダムでも時間やある期間の住み分けが可能であり、安全に運転できる。 ・過去の洪水の多くの場合に、その災害を既設ダムなどの施設とその運用（運転規則を含む）によって、大きく軽減できたはずである。 ・中流地区の強首地区から新波地区の区間、川を直線にする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の治水対策案の立案において、「ダムの有効活用」として既設の玉川ダムと皆瀬ダムの治水容量を増やし、洪水調節ルールの変更を行った上で、治水効果を増大させる「かさ上げ案」の検討を行っております（複数の治水対策案の、ケース2-1 玉川ダムかさ上げ+河道掘削、ケース2-2 皆瀬ダムかさ上げ+河道掘削）。 ・なお、既設ダムの玉川ダムと皆瀬ダムは治水容量と利水容量の配分において、既往の洪水発生頻度・規模、河川水の不足する期間・規模等に基づき洪水期、非洪水期を設定した貯水池計画などにより、洪水調節と利水の二つの目的を満足するよう計画されております。 ・ご意見を踏まえ、既設の玉川ダムと皆瀬ダムの操作ルールを見直した案については、複数の治水対策案「Ⅰ．既設ダムの有効活用による治水対策」の一つとして追加検討しております。（第4回検討の場 資料5-1 P2～6 参照） ・ご意見を踏まえ、強首地区から新波地区の区間を、捷水路とした案、分水路とした案、現河道を遊水地として活用した上で捷水路とした案の3案について、複数の治水対策案「Ⅱ．河道改修による治水対策」の河道掘削案を基本に、追加検討しております。（第4回検討の場 資料5-1 P7～11 参照）
治02	<p>【複数の治水対策案の検討について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過大な目標設定（河川整備計画素案等）で洪水を河川に封じ込める発想から、流域全体で現実的な治水対策を積み上げていく考え方に転換すべき。 ・ダムの代替案として示された諸工事の数値（工事費）は当局のものでなく第三者のものであれば客観性が無い。 ・参考資料に述べられている案件では情報の利用という項がある。この点での具体的検討も配布資料ではその詳細が分からない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「複数の治水対策案は、河川整備計画が策定されている水系においては、河川整備計画を基本とし、河川整備計画が策定されていない水系においては、河川整備計画に相当する整備内容の案を設定する。複数の治水対策案は、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として立案する。」と規定されております。 ・雄物川水系は、「河川整備計画が策定されていない水系」に該当するため、成瀬ダムの検証にあたっては、「雄物川水系河川整備計画（国管理区間）（素案）」（平成21年6月15日「第5回雄物川水系河川整備学識者懇談会」に提示）の目標を、「河川整備計画において想定している目標と同程度の目標」として、複数の治水対策案の検討を行っています。 ・なお、「雄物川水系河川整備計画（国管理区間）（素案）」は、「雄物川水系河川整備計画（国管理区間）」の策定に向け、「水系全体としてバランスよく治水安全度を向上させることが雄物川水系の治水の基本である」との考えのもと、「過去最大洪水等、昭和以降に発生した代表的洪水と同規模の洪水が発生しても外水氾濫による床上浸水等重大な浸水被害を防止するとともに、水田等農地についても被害の軽減に努める」ことを整備目標とすることとして、学識者からなる「雄物川水系河川整備学識者懇談会」の意見を伺いながらとりまとめられたものです。また、「雄物川水系河川整備計画（国管理区間）（素案）」における整備計画目標流量は、平成20年12月25日「第4回雄物川水系河川整備学識者懇談会」にて了承されたものとなっております。 ・「雄物川水系河川整備計画（国管理区間）（素案）」及び「雄物川水系河川整備学識者懇談会」の開催内容については、以下のホームページでご覧いただけます。 (http://www.thr.mlit.go.jp/yuzawa/01_kawa/gakushikikon/index.htm) ・複数の治水対策案の検討においては、「河川を中心とした対策」に加えて、「遊水機能を有する土地の保全」、「部分的に低い堤防の存置」など、流域全体で治水対策を分担する「流域を中心とした対策」も検討しております。 ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「「検討主体」とは、直轄ダムにおいては地方整備局等をいうと規定されており、治水対策案の立案における概算事業費等の算出についても、東北地方整備局が検討主体となって責任を持って検討しております。 ・検証に係る検討に当たっては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、学識経験を有する者及び関係住民等の意見聴取を行う際に、できる限り分かりやすい説明に努めるなど、透明性の確保を図り、地域の意向を十分に反映するための措置を講じることとします。 ・なお、工事費の算出については、「国土交通省 土木工事標準積算基準」等に基づき算出しております。 ・「洪水の予測、情報の提供等」について、住民が的確で安全に避難できるように、洪水の予測や情報の提供等を行い、被害の軽減を図ることは重要な方策であり、全ての治水対策案（成瀬ダムを含む案及び成瀬ダムを含まない案）に共通して実施すべき方策としております。

パブリックコメントの結果と寄せられたご意見に対する考え方（治水2／4）

意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
治03	<p>【成瀬ダムの治水効果について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 成瀬ダムの治水能力が検証されておらず、「河川整備計画相当案」を目標としてつくられた対策案であり評価はできない。 成瀬ダムの集水面積は極端に小さく、治水にはほとんど貢献しない。 ダムの流域面積に占める割合が1.4%なのに寄与率が4.7%だとする根拠を知りたい。 また、当ダムのその寄与率が十分機能する程の降雨量があった際の椿川基準点の水高はどれほど増すのか、更にダム造成によって、これまで頻発し、また可能性のある地点の洪水は解消されると考えるが、その個所を明示されたい。 成瀬ダムの下流域に対する治水効果の検証を厳密に行うべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「複数の治水対策案は、河川整備計画が策定されている水系においては、河川整備計画を基本とし、河川整備計画が策定されていない水系においては、河川整備計画に相当する整備内容の案を設定する。複数の治水対策案は、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として立案する。」と規定されております。 雄物川水系は、「河川整備計画が策定されていない水系」に該当するため、成瀬ダムの検証にあたっては、「雄物川水系河川整備計画(国管理区間)(素案)」(平成21年6月15日「第5回雄物川水系河川整備学識者懇談会」に提示)の目標を、「河川整備計画において想定している目標と同程度の目標」として、複数の治水対策案の検討を行っております。また、「雄物川水系河川整備計画(国管理区間)(素案)」における整備計画目標流量は、平成20年12月25日「第4回雄物川水系河川整備学識者懇談会」にて了承されたものとなっております。 治水基準点の椿川地点における流域面積(約4,035km²)に対して、成瀬ダムの流域面積(約68km²)が占める割合は約1.7%です。 椿川地点における成瀬ダムの寄与率(※1)は、雄物川流域で発生した主要な13洪水を対象として流出解析(※2)を実施した結果、降雨特性により幅がありますが、最大で約4.7%となり、椿川地点における流域面積に対し、成瀬ダムの流域面積が占める割合を超える治水効果が認められるものです。 (※1)ここでは、「成瀬ダムがないと設定したときの洪水ピーク時の流量」に対する、「成瀬ダムがないと設定したときの洪水ピーク時の流量と、成瀬ダムがあると設定したときの洪水ピーク時の流量との差」の比率とした。 (※2)流出解析により算出した椿川地点の流量は、実績洪水時の降雨の地域・時間分布の違いのみに着目し、その他の条件については、全て同一と仮定したうえで、河道のはん濫がない状態で現時点の既設6ダムがあったものとして算出した推定値である。 「当ダムのその寄与率が十分機能する程の降雨量があった際の椿川基準点の水高はどれほど増すのか」について、成瀬ダムによる洪水調節の寄与率が約4.7%となるのは、昭和56年8月洪水の場合です。当該洪水時における椿川基準点の実績水位は、昭和56年8月23日22:00時点に3.05mであったのが、8月24日7:00時点には7.24mとピークを迎え、この間に4.19m上昇しております。 近年で被害が大きかったS62.8洪水以降、玉川ダム建設や河川改修事業を鋭意進めておりますが、H14.8洪水、H19.9洪水、H23.6洪水では、主に無堤地区が多く残っている中流部(玉川下流)で浸水被害が頻発しております。また、上流部でも無堤地区では浸水被害が生じていることから、河川整備計画相当案では成瀬ダムの下流域に対する治水効果の検証を行った上で、成瀬ダム建設と河川改修との組合せにより、これまで頻発している洪水を解消するものとしております。
治04	<p>【「成瀬ダムを含む治水対策案」について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 堤防のカサ上げよりダムによる貯水。 	<ul style="list-style-type: none"> 「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本とし、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の治水対策案を立案しており、堤防嵩上げ案については、概略評価において棄却されております。 概略評価により抽出された検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の治水対策案については、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、評価軸ごとの評価、目的別の総合評価及び総合的な評価を行い、対応方針(案)を決定することとしております。

パブリックコメントの結果と寄せられたご意見に対する考え方（治水3／4）

意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
治05	<p>【「成瀬ダムを含まない治水対策案」について】</p> <p>[堤防の強化] ・旧西仙北町より下流の洪水箇所を堤防を強化。</p> <p>[遊水地] ・雄物川流域の適当な箇所に遊水地を造る。</p> <p>・集中豪雨に備えるために、「広く浅く」の遊水地を確保すること。周囲堤は過大なものでなく現実的なものを工夫すること。</p> <p>・関係自治体と連携し、遊水地を地役権方式で最大限確保するよう努力するとともに、被害の際の共済制度を充実させること。</p> <p>[水田等の保全] ・昭和中期以降の土地改良事業によって、従来このエリアに停滞して遊水地機能を果たしていた旧河川敷の水は、その機能を奪われて一挙に雄物川幹線水路へと奔流のごとく流下していき、今日の下流域の洪水に加担していることではないか。水は個々の単位水田を満たすと、旧来のように隣接水田へではなく、ただちに排水路へと排泄され、幹線排水路へと原則急速に流出されている。「反復して用水路へと戻され利用されている」というけれども、数箇所に過ぎずしかもその反復水も、枝線からその水田へ入れば直ちに再び排水路へと放棄されていく。「ゆっくりと流下」とは無縁どころか、従来に加算する流下量を下流部基準点へ向けて排出していることとなる。水田の「洪水防止機能」は、人々の協力で充分対応できる。案としてたとえば洪水警報などの緊急時に日当を支払うとする。</p> <p>・河道よりはるかに広い中流域に内包される耕地、とくに水田の治水効果はよりの確に調査し算定しておくべきであるが、資料中には具体的説明が見当たらない。</p>	<p>・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「複数の治水対策案は、河川整備計画が策定されている水系においては、河川整備計画を基本とし、河川整備計画が策定されていない水系においては、河川整備計画に相当する整備内容の案を設定する。複数の治水対策案は、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として立案する。」と規定されております。</p> <p>[堤防の強化] ・ご意見にある旧西仙北町より下流の洪水箇所の堤防強化について、「遊水機能を有する土地の保全」と「部分的に低い堤防の存置」を組み合わせたケース9、10、13以外の治水対策案においては、築堤として見込んでおります。</p> <p>[遊水地] ・ご意見にある遊水地については、複数の治水対策案の立案において、流量低減効果を発現するよう雄物川沿川で洪水を貯留するためのまとまった土地面積が確保でき、できる限り家屋移転等が生じない候補地として3地区を選定した「新たな施設による治水対策案(遊水地)」(ケース6-1、6-2、6-3)を検討しております。なお、遊水地内の用地については、地役権方式として検討しております。</p> <p>・また、「新たな施設による治水対策案(遊水地)」においては、遊水地の機能の保全の妨げとなる工作物の設置その他の行為の禁止等を目的として、地役権を設定することで検討しておりますので、遊水地内の農地については、従前どおりの営農が可能であると想定しております。ご意見にある共済制度を充実させることについては、共済制度を管轄する機関への意見と考えております。</p> <p>[水田等の保全] ・水田の「洪水防止機能」については、地域の方々のご協力をいただければ、その効果を充分に発揮することができる、とのご意見について、緊急時における日当の支払い等の経費は計上していないものの、水田の畦畔をかさ上げすることで雨水を貯留する効果を組み合わせた「雨水貯留・浸透施設、水田等の保全による治水対策案」について検討しております(ケース11、14、15、16)。 治水対策案の検討においては、現状の土地利用状況を前提としております。</p> <p>・水田等の保全については、面積約570km²(転作等除く)の水田を対象に水田の畦畔を15cmかさ上げし雨水を貯留することとして検討しております(「第3回 成瀬ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場 資料-3 複数の治水対策案の立案と概略評価について」P36参照)。</p>
治06	<p>【河川整備について】</p> <p>・集中豪雨が懸念される現在、雄物川中流域の洪水対策こそ急ぐべき。</p> <p>・雄物川中流域における現事業(「雄物川中流部緊急対策事業」、強首地区下流の樋門工事等)を着実に早期に行うこと。</p> <p>・雄物川・玉川合流点より下流域での河道整備・河道掘削を年次計画を立てて着実にやること。</p> <p>・羽後町鶴巣地区の治水対策はしっかりした築堤で対応してもらいたい。</p> <p>・東成瀬村岩井川地区の洪水対策は、土砂が合流点付近に堆積しているので、河道掘削を優先してやっていただきたい。</p>	<p>・雄物川・玉川合流点より下流の雄物川中流地区は約20kmにわたり無堤であるため、他地区に比べて治水安全度が低く、水害常襲地域となっております。一つの集落として沿川では最も家屋の多い強首地区は、輪中堤により緊急的に洪水防御をしましたが、その上下流には未だ無堤区間が多く残されています。現在、雄物川中流部緊急対策特定区間事業や河川改修事業により、築堤、河道掘削及び樋門等の整備を計画的に進めているところです。 羽後町鶴巣地区については、県道改良事業と連携し、必要な断面を有する道路兼用堤防として整備を進めているところです。</p> <p>・ご意見のある東成瀬村岩井川地区の河道掘削については、当該区間の河川管理者である秋田県より以下のとおり伺っております。 「ご意見の箇所については、成瀬川と合居川との合流点付近であると推測されます。現時点においては、河川流下断面が確保されていることから河道掘削の計画はありませんが、今後も河川を監視しながら状況変化の把握に努めるとともに、事業の実施については地元市町村とも協議をして判断したいと考えています。」</p>

パブリックコメントの結果と寄せられたご意見に対する考え方（治水4／4）

意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
治07	<p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回の地域行政の長のご意見の矛盾部分が多く、改めて全員の考えの共通理解の必要性を思った。 ・成瀬ダム建設は即刻中止。 ・食物連鎖を断ち切る事業はしないで下さい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「検証にかかる検討に当たっては、(中略)関係地方公共団体からなる検討の場を設置し、相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深め検討を進める。」と規定されており、成瀬ダム建設事業の検証に係る検討においても「成瀬ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」を設置し、平成23年10月までに3回開催し、検討内容の認識を深めながら検討を進めております。 ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、「雄物川水系河川整備計画(国管理区間)(素案)」の目標を「河川整備計画において想定している目標と同程度の目標」として、複数の治水対策案の検討を行っております。 ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、概略評価により抽出された複数の治水対策案について、評価軸ごとの評価、目的別の総合評価及び総合的な評価を行い、対応方針(案)を決定することとしております。

パブリックコメントの結果と寄せられたご意見に対する考え方（新規利水1／4）

意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
【複数の新規利水対策案の立案及び概略評価について】		
利01	<p>【具体的な新規利水対策案の提案について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夏場のかんがい用水確保策として、皆瀬ダムの運転規則を改定し、7月1日までに機械的に貯留水を放流するのではなく、アメダス情報等にもとづいて貯水・放流をコントロールすること。 ・平鹿平野の扇状地上部(増田町・十文字町地区)に雪解け水、洪水時の水を溜める貯水池・遊水地を設け、夏場の渇水期に備えるとともに、適宜、地下水涵養のために利用すること。 ・皆瀬川の濁り解消策としても、皆瀬ダム・板戸ダムのヘドロを浚渫し、利水容量を実質的に確保すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「検討主体は、利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思があるか、開発量として何m³/sが必要か、また、必要に応じ、利水参画者において水需要計画の点検・確認を行うよう要請する。その上で、検討主体において、(中略)必要量の算出が妥当に行われているかを確認する。」と規定されており、複数の新規利水対策案は、利水参画者に対して確認した必要な開発量を確保の上、その量を確保することを基本として立案しております。 ・ご意見を踏まえ、皆瀬ダムの操作ルールを見直した案について追加検討しましたが、以下の理由から新規利水対策案とすることは困難といたしました。 ・皆瀬ダムの操作規則に定める洪水期間(7/1～9/30)は、既往の洪水特性などから適切に設定されており、洪水調節容量内に利水容量を確保した場合において、洪水調節容量を確保するため、洪水の発生までに水位を低下させる事前放流が必要となりますが、過去の出水などから検討を行った結果、事前放流による洪水調節容量の確保ができない場合があり、水位を下げきれず治水面にリスクを生じさせる可能性があります。(第4回検討の場 資料5-2 P2 参照) ・なお、新規利水対策案においては、「他用途ダムの容量買い上げ」として、皆瀬ダム治水容量16,200千m³を活用する案も検討しております。 ・ご意見にある貯水池・遊水地については、複数の新規利水対策案の立案において、「河道外貯留施設(調整池)案」として検討しております。なお、本案では地下水涵養のための利用については見込んでおりませんが、必要量が地下水取水可能と想定した「地下水取水」の検討を別途行っております(例えば、新規利水対策案(かんがい)のケース6)。 ・ご意見のある皆瀬川の濁り解消策については、皆瀬川の河川管理者である秋田県より以下のとおり伺っております。 「皆瀬ダムは、上流から流れ込む土砂が堆積する分の容量を確保しており、現在の土砂の堆積はその容量内に収まっています。そのため、新たに利水容量を確保するための浚渫予定はありませんが、今後も貯水池内の堆砂状況を監視し、状況変化の把握に努めます。」 「なお、一般的なダムと同様に出水時にダム貯水池や下流河川が濁る状況がみられます。皆瀬ダムとしては選択取水設備を活用して、貯水池の中で最も水質の良い層から取水し、下流河川への影響を極力少なくするよう努めておりますが、今後もダム貯水池及び下流河川の状況を監視しながら、水質悪化防止に努めます。」
利02	<p>【複数の新規利水対策案の検討について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南外地区、刈和野地区、大沢郷地区(大仙市)への利水は、日本海へ垂れ流している玉川ダムの水を活用すべきである。水系が違うので利用できないというのは到底理解できない。しかも、南外地区は今すぐにも水は必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「検討主体は、利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思があるか、開発量として何m³/sが必要か、また、必要に応じ、利水参画者において水需要計画の点検・確認を行うよう要請する。その上で、検討主体において、(中略)必要量の算出が妥当に行われているかを確認する。」と規定されており、これに基づき検討を行っております。 ・本検証の検討主体である東北地方整備局は、成瀬ダムの利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思はあるか、開発量としてどれだけ必要か確認を行ったところ、引き続き事業参画を継続したい旨の回答と必要となる開発量の算定根拠がわかる資料を提供していただきました。この資料に基づき、東北地方整備局において必要量の算出が妥当におこなわれているか等について確認を行い、確認した必要な開発量を確保することを基本として新規利水対策案を立案しております。 ・ご意見にある玉川ダムの活用については、複数の新規利水対策案の立案において、大仙市の水道用水を玉川ダムのダム使用権等の振替により確保する案を検討しております(ケース14、15、16)。なお、現在、大仙市南外地区のほか、刈和野地区、大沢郷地区についても、将来的な安定水源を成瀬ダムに依存することを前提とした、暫定豊水水利権を取得して水道用水を取水しております。

パブリックコメントの結果と寄せられたご意見に対する考え方（新規利水2／4）

意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
利03	<p>【必要な開発量の確認について】</p> <p>[新規利水全般]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道水の確保、渇水対策、農業用水は今では根拠ない。 ・建設ありきのデータに疑問。 <p>[水道用水]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(水道用水について)当該地域では、少子高齢化、人口減少が著しい。また、節水意識の向上、節水機器の普及等によって水需要は減少の一途であり、ダムを造る必要は全くない。 <p>[農業用水]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・かんがい用水の利用のあり方として「水口→一枚の田んぼ→排水路」という使い捨ての水利用ではなく、上の田んぼから下の田んぼへと可能な限り繰り返し使う、昔ながらの方法を検討してもらいたい。 ・除草剤を効かせるための減水深20mm/日以下という基準で必要量を再検討し、過大な取水量を是正することを関係者に求めること。 ・「早魃に飢饉なし」というように、数年おきに水が不足することはあるが、凶作になったことはない。 	<p>検討主体の考え方</p> <p>・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「検討主体は、利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思があるか、開発量として何m³/sが必要か、また、必要に応じ、利水参画者において水需要計画の点検・確認を行うよう要請する。その上で、検討主体において、(中略)必要量の算出が妥当に行われているかを確認する。」と規定されており、検討主体である東北地方整備局において、利水参画者に対して確認した必要な開発量を確認しております。</p> <p>「検証主体が行う必要な開発量の確認方法・結果」については、「第3回 成瀬ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場 資料-2 事業等の点検について」において提示しております。</p> <p>・本検証の検討主体である東北地方整備局が、成瀬ダムの利水参画者(水道用水)である湯沢市、横手市、大仙市に対し、ダム事業参画継続の意思はあるか、開発量としてどれだけ必要か確認を行ったところ、各者から引き続き事業参画を継続したい旨の回答と必要となる開発量の算定根拠がわかる資料をいただきました。この資料に基づき、必要量の算出が妥当に行われているか等を東北地方整備局において確認を行い、確認した必要な開発量を確保することを基本として新規利水対策案を立案しております。</p> <p>「検証主体が行う必要な開発量の確認方法・結果」については、「第3回 成瀬ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場 資料-2 事業等の点検について」において提示しております。</p> <p>・本検証の検討主体である東北地方整備局は、成瀬ダムの利水参画者(かんがい用水)である東北農政局に対し、ダム事業参画継続の意思はあるか、開発量としてどれだけ必要か確認を行ったところ、引き続き事業参画を継続したい旨の回答と必要となる開発量の算定根拠がわかる資料をいただきました。この資料に基づき、必要量の算出が妥当におこなわれているか等を東北地方整備局において確認を行い、確認した必要な開発量を確保することを基本として新規利水対策案を立案しております。</p> <p>・ご意見にあるかんがい用水のあり方については、国営平鹿平野農業水利事業を所管している東北農政局より以下のとおり伺っております。</p> <p>「平鹿平野地区においては、かんがい用水を有効に利用するため、皆瀬・成瀬頭首工から取水した用水を上流の地域で利用した後、下流排水路に流出した用水を再び下流の地域でかんがい用水として利用する反復利用が行われており、事業計画における用水の反復利用については、水田に貯留された用水が地下に浸透して、その一部が下流の排水路に流出してきたものを排水路に堰を設け、反復水として再利用する計画である。」</p> <p>・ご意見にある減水深については、国営平鹿平野農業水利事業を所管している東北農政局より以下のとおり伺っております。</p> <p>「減水深は、地形、土壌、地下水位などによって左右されるため、国営平鹿平野土地改良事業計画で用いられる減水深は、平鹿平野地区内のほ場における実測結果に基づき設定している。このため、国営平鹿平野土地改良事業計画においては、昭和58年～昭和60年の実測結果に基づき、土壌タイプごとに分類し、期別で10mm～29mmと設定している。なお、平鹿平野地区において、平均減水深が20mm未満の減水深タイプに分類した計画面積は、全体面積の約7割を占めている。」</p> <p>・干害の被害量について、平鹿平野地区のみを特定できる統計はないものの、県南地方(湯沢市・雄勝郡、横手市・平鹿郡、大曲市・仙北郡)では、昭和53年～平成3年の14年間で5年、全県の統計のみとなった平成4年～19年の16年間では、全県単位で9年の干害が発生しております(出典:「秋田の農産物」(東北農政局秋田農政事務所))。</p>

パブリックコメントの結果と寄せられたご意見に対する考え方（新規利水3／4）

意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
利03	<p>・減反(転作)率が38%という現実のなかで、果たして2倍(皆瀬頭首工)の水が本当に必要なかという住民の素朴な声に答える必要がある。米余りのなか、対象地域一律の減反(転作)率ではなく、適地適作で米作、畑作の配置を行うことが大切である。</p> <p>・農業用水は米が余り減反田、休耕田があり、水田用水の需要は減っている。</p> <p>・代かき期のかんがい用水の確保については、現実には大量の雪解け水が流れているのであり、豊水水利権のためにダムを造らなければならないという呪縛から解放されるべき。</p> <p>・東北農政局との連携により皆瀬川・成瀬川からの過大な取水を制限する方向で検討してもらいたい。</p>	<p>・ご意見のある皆瀬頭首工の取水量については、国営平鹿平野農業水利事業を所管している東北農政局より以下のとおり伺っております。 「皆瀬頭首工において、計画取水量が既得許可水量の2倍となる期間は、かんがい期間(年間123日)のうち、代かき期間(年間15日)である。必要量は平鹿平野地区内のほ場における実測結果に基づく代かき減水深及び水田の耕起作業の実施日数など、地域の営農実態を踏まえて算定している。」</p> <p>・ご意見のあるかんがい用水の需要については、国営平鹿平野農業水利事業を所管している東北農政局より下記のとおり伺っております。 「本地区では、水田の畑利用と水田利用を交互に行う、いわゆる田畑輪換を行う計画であり、畑利用から復田した場合、用水量は増加する。また、水田の転作には、水田と同様にかんがいをを行う非主食用米(加工用米及び新規需要米)等を含み、平鹿平野地区の受益地である横手市では非主食用米の作付けが増加しており、かんがい用水の需要は減少しているものではない。」</p> <p>・暫定豊水水利権については、営農形態の変化に伴うかんがい期間の前倒し等による代かき用水量の増加等による水需要の急増に水資源開発施設が追いつかないことから、水源確保のために必要な措置を早急に講じることを条件として、やむを得ず、暫定豊水水利権を許可してきたものです。暫定豊水水利権は、既得の安定水利権に影響を与えないよう、河川の流量が少ない時は取水できないのが原則であり、安定水利権に切り替えるには、ダム等の水資源施設を完成させるか、他の水利権を転用するなど、別途水源を確保することが必要であると考えております。</p>
利04	<p>【「成瀬ダムを含む新規利水対策案」について】</p> <p>・雄物川筋土地改良区では、将来に渡り安定した営農を行ってもらうためにも、現計画である成瀬ダムの早期完成を強く願っている。</p> <p>・概算事業費から比較しても、その他の問題事項の解決を図るより、現計画で進めるのが一番の妥当な対策だと思われる。</p> <p>・利水対策は早急に進めなければならない問題であるため、今更、新たな経費や時間をかけている場合はありません。その事から、一刻も早くダムの本体工事の着工を望む。</p> <p>・成瀬ダムを早期に完成していただき、揚水機はなくしたいと考えている。</p> <p>・地域の地形、水利形態を考慮すれば、ケース2・3・6でさらに工事費をかけるよりも、すでに一部着工しているケース1で進めた方がベストである。</p> <p>・安定的なかんがい用水を考えると成瀬ダムの水源を確保できる事を一番に望む。</p>	<p>・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「検討主体は、利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思があるか、開発量として何m³/sが必要か、また、必要に応じ、利水参画者において水需要計画の点検・確認を行うよう要請する。その上で、検討主体において、(中略)必要量の算出が妥当に行われているかを確認する。」と規定されており、これに基づき検討を行っております。</p> <p>・また、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「立案した利水対策案を河川や流域の特性に応じ、以下の1)～6)で示すような評価軸で評価する。(中略)1)目標(中略)2)コスト(中略)3)実現性(中略)4)持続性(中略)5)地域社会への影響(中略)6)環境への影響」と規定されております。抽出された新規利水対策案について、これに基づき評価を行っております。</p> <p>・なお、目的別の総合評価では、「一定期間内に効果が発現するかなど、時間的な観点から見た実現性を確認する」とこととなっております。</p>
利05	<p>【「成瀬ダムを含まない新規利水対策案」について】 [地下水案]</p> <p>・土地改良区管内は、特に夏場の渇水期に、営農に必要な河川水が足りず、やむを得ず改良区・農家自らの負担でポンプを運転し不十分ながらも、かんがい用水を補給している地域である。</p> <p>・農家に維持管理費用の負担がかかる、加えて地下水量が不安定なポンプ設備をこれ以上大幅に増やすなど到底考えられない。</p> <p>・地下水を利用しての取水に頼るという案は、現実的ではない。今現在でも、地下水の低下から、井戸水の水量は減ってきている状況である。いくらポンプを設置しても、安定した水の提供は約束できないと思う。</p> <p>・地下水取水に関しては、現在当土地改良区地区内に33箇所の管理する揚水機施設があり、毎年この維持補修に多額の経費を費やしているのが現状である。原因は何と言っても河川からの安定した取水が出来ず、特に中干し後の最も水の必要とする出穂期に水が足りない。</p> <p>・地下水取水に関しては、半永久的なものでもなく、地下水位の低下も懸念され、維持補修していくことは組合員負担の更なる増に繋がり、決して望むものではない。</p> <p>・地下水をかん養し利用すべき。</p>	<p>・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「検討主体は、利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思があるか、開発量として何m³/sが必要か、また、必要に応じ、利水参画者において水需要計画の点検・確認を行うよう要請する。その上で、検討主体において、(中略)必要量の算出が妥当に行われているかを確認する。」と規定されており、これに基づき検討を行っております。</p> <p>・また、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「立案した利水対策案を河川や流域の特性に応じ、以下の1)～6)で示すような評価軸で評価する。(中略)1)目標(中略)2)コスト(中略)3)実現性(中略)4)持続性(中略)5)地域社会への影響(中略)6)環境への影響」と規定されております。抽出された新規利水対策案について、これに基づき評価を行っております。</p> <p>・「地下水案」については、新規利水対策案の評価軸ごとの評価の「実現性「技術上の観点から実現性の見通しはどうか」」において、他に影響を与えない揚水量とする必要があるため、地下水貯存量調査や地盤沈下量調査など現地における十分な調査が必要である旨を、また、「環境への影響「地下水位、地盤沈下や地下水の塩水化にどのような影響があるか」」において、横手市等より地盤沈下などの周辺への影響が不明であるなどの不確実な要素に関する懸念が表明されている旨を、それぞれ記載しております。</p> <p>・「複数の新規利水対策案の立案」において、地下水の涵養について見込んでおりませんが、必要量を地下水取水可能と想定した「地下水取水」の検討を行っており、目的別の総合評価を行う新規利水対策案として抽出しております(例えば、新規利水対策案(かんがい)の、ケース6)。</p>

パブリックコメントの結果と寄せられたご意見に対する考え方（新規利水4／4）

意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
利06	<p>【検証の進め方について】</p> <p>・減反が始まり、人口の減少も続く中で、数十年前に企画された事業を見直さないでやろうというのがよくわからない。低成長期に入り、国や地方が膨大な借金を抱えている中で、しかも東日本大震災という未曾有の災害を受けた現在、公共事業も優先順位をつけて行うべき。</p>	<p>・今回の成瀬ダム建設事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から東北地方整備局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これらに基づき予断を持たずに検討を行っております。</p> <p>「今後の治水対策のあり方について中間とりまとめ(平成22年9月)今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」では、「この「中間とりまとめ」に示した共通的な考え方に従って、個別のダム事業が点検されるとともに、幅広い治水対策案等を立案し評価されるプロセスを経て、予断を持たずに検証が進められ、必要な安全度を確保しつつも、よりコストが低い治水対策案等が見出されることを強く求める」とされており、</p> <p>なお、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」に基づいて、再評価も実施しております。</p>
利07	<p>【水力発電】</p> <p>・自然エネルギーの活用(水力発電)。</p>	<p>・成瀬ダムには、秋田県の発電事業が参画していますが、この参画は秋田県からの申請に基づき行われているものです。</p> <p>・成瀬ダムの発電は、発電専用の貯水容量を持たず、他の水利使用等の目的で放流する水を利用して行われる「従属発電(※)」であり、他の目的が効果を発揮することを前提として事業が成立しているものです。</p> <p>※「従属発電」とは、かんがい用水の用水路・水道用水のような他の水利使用の水路等に設置した発電施設において、発電のための取水が、通年、当該他の水利使用の運用に従ってのみ行われるものであり、既許可の他の水利使用に完全に従属する水利利用の形態を採っているものである。</p> <p>・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「洪水調節、新規利水、流水の正常な機能の維持以外の目的(発電(他の水利使用に従属するものを除く。))等)については、(中略)目的に応じた検討を行う。」と規定されております。成瀬ダムの発電は、「他の水利使用に従属するもの」に該当することから、目的別の検討の対象となっておりません。</p> <p>・なお、「今後の治水対策に関する有識者会議」が「中間とりまとめ」に関して平成22年7月に意見募集等を行い、その結果が同年9月に公表されています。そこでは「第8章における発電利水の位置づけを明確にすべき。」というご意見に対し、「発電専用容量を持たない従属発電については、新規利水対策案の評価において、例えば、発電を目的として事業に参画している者への影響の程度について評価することとします。」との考え方が示されております。</p> <p>・成瀬ダムの発電については、この考え方に沿って、新規利水及び流水の正常な機能の維持の対策案の検討の際にそれぞれ評価しております。</p>
利08	<p>【その他】</p> <p>・八木(皆瀬)頭首工(横手市増田町)の改修により同頭首工の貯水量は大幅に増加、水門が5基あるが6月以外は2基だけ開門され、3基は閉まったままである。ということは成瀬ダムがなくても水は十分にあるということではないか。</p> <p>・地域の水利利用の実態を見張り管理する人材と組織を作り水を大切に使う。</p>	<p>・皆瀬頭首工では、代かき期、普通期、非かんがい期、それぞれの期間において水利使用許可の範囲内で受益地に必要な水量を取水されております。ご質問については、取水口のゲート門数は最大取水量に対応したのとなっており、取水量に応じて取水口ゲートの開閉等の操作を行うこととしており、雄物川筋土地改良区より伺っております。なお、皆瀬頭首工は取水位の確保を目的に設置されたものであり、貯留を目的としたものではありません。</p> <p>・ご意見にある人材と組織づくりについては、治水調整の強化や節水対策の一環として考えられる方策の一つと認識しております。本検証においては、効果をあらかじめ定量的に見込むことはできない、もしくは困難であるが、全ての新規利水対策案に共通して実施すべき方策としております。</p>

意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
【複数の流水の正常な機能の維持対策案の立案及び概略評価について】		
	【具体的な流水の正常な機能の維持対策案の提案について】	※該当する意見はありませんでした。
流01	<p>【複数の流水の正常な機能の維持の検討について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダムによって「流水の維持」を行うという考え方は承服できない。アメリカでは川の生態系の復活のためにダムを撤去し始めている。ダム先進国のアメリカに率直に学ぶべき。 ・ダムも老朽化し、原発と同じように撤去しなければならなくなる時期が必ず来るのだから、そのコストを今から考慮すべき。 ・データが疑問。 <p>・川底を広くし川の流量を維持する。</p> <p>・ダム建設に伴う生態系の破壊について、そのマイナス面を定量化する試みを行うべき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・流水の正常な機能の維持とは、舟運、漁業、景観、塩害の防止、河口閉塞の防止、河川管理施設等の保護、地下水の維持、動植物の保護、流水の清潔の保持、既得用水の安定取水等を考慮し、河川の流水が本来持っている機能を言います。 ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「流水の正常な機能の維持の観点から、河川整備計画で想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として対策案を立案する。」と規定されております。 なお、「雄物川水系河川整備計画(国管理区間)(素案)」では、動植物の保護等を考慮して岩崎橋地点における「流水の正常な機能を維持するために必要な流量」を概ね2.8m³/sと設定しております。 ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「流水の正常な機能の維持の観点から(中略)検討にあたっては、必要に応じ、i)の利水代替案やii)の利水に関する評価軸の関係部分を参考とする。」「立案した利水対策案を河川や流域の特性に応じ、以下の1)～6)で示すような評価軸で評価する。(中略)1)目標(中略)6)環境への影響」と規定されております。抽出された流水の正常な機能の維持対策案について、これらに基づき評価を行っております。 ・なお、ダムの堤体については、適切な維持管理を行うことにより永続的に使用する計画となっております。 ・川底を広くし川の流量を維持するのご意見について、川底を広くしても流量が変わらなるとすれば、一般的には水深が減少するものと考えております。なお、河川においては、瀬・淵といった河道形態の下に動植物の多様な生息・生育環境が形成されており、川底の形状は、重要な環境要素と考えておりますので十分な配慮が必要と考えております。 ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「6)環境への影響(中略)(イ)各評価軸が定量的評価を行うことは可能か(中略)主として定性的に評価せざるを得ないが、一部の事項については定量的な表現が可能な場合がある。」とされております。生態系への影響の定量化については、数値を用いて定量的に評価できないものは、どのような差があるかをできる限り評価することとしております。
流02	<p>【河川維持流量について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「流水の正常な流量の確保」には生態系保全が含まれる。 <p>・魚たちには大水や川涸れのある環境が望ましい環境。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・流水の正常な機能を維持するために必要な流量とは、舟運、漁業、景観、塩害の防止、河口閉塞の防止、河川管理施設等の保護、地下水の維持、動植物の保護、流水の清潔の保持等を考慮し、渇水時において維持すべきであると定められた流量、及び既得の水利流量の双方を満足する流量として設定しております。なお、「雄物川水系河川整備計画(国管理区間)(素案)」では、動植物の保護等を考慮して岩崎橋地点における「流水の正常な機能を維持するために必要な流量」を概ね2.8m³/sと設定しております。 ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「流水の正常な機能の維持の観点から、河川整備計画で想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として対策案を立案する。」と規定されており、これに基づき検討を行っております。 ・また、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「流水の正常な機能の維持の観点から(中略)検討にあたっては、必要に応じ、i)の利水代替案やii)の利水に関する評価軸の関係部分を参考とする。」「立案した利水対策案を河川や流域の特性に応じ、以下の1)～6)で示すような評価軸で評価する。(中略)1)目標(中略)6)環境への影響」と規定されております。抽出された流水の正常な機能の維持対策案について、これに基づき評価を行っております。 ・河川においては洪水から渇水までの流量の変動の下に動植物の多様な生息・生育環境が形成されており、流量の変動も動植物の生息地又は生育地の状況の保全・復元のためには重要な要素となります。動植物の生息・生育環境が流量の減少によって大きく変わると考えられる瀬やワンド等においては、渇水時においても生息・生育条件を保つことのできる一定量以上の流量を確保する必要があると考えております。

パブリックコメントの結果と寄せられたご意見に対する考え方 (流水の正常な機能の維持2/2)

意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
流02	<p>・ダム下流域の河川状態を見れば明らかなようにこのダムの下流域との年間を通じて水量が激減し河川内に草が生えている。地球環境保持の役割を失われている。</p> <p>・夏の川の水位低下は驚くべきものがある。子どものころは成瀬川・皆瀬川で水泳ができたものである。八木(皆瀬)頭首工で水が止められているのも一因ではないか。</p> <p>・水泳ができるまでとはいかないが、もう少し水を流せないものか。</p> <p>・何故現在、流水が正常でないのか。</p>	<p>・なお、現状の成瀬川及び皆瀬川については、少雨などにより河川水量が少ない状況下において、河川水位・流量が小さい状態が発生しております。成瀬ダム運用後は、洪水調節により洪水流量が低減されるとともに、岩崎橋地点における「流水の正常な機能を維持するために必要な流量」である2.8m³/sを確保できるようになります。</p>
流03	<p>【その他】</p> <p>[水源林の保全について]</p> <p>・国有林に技能職員を、民有林には補助金を、中山間地域には「山の守り料」として現地住民に現金給付。</p> <p>・森を愛する全国の人達に参加を求め間伐、植林などの仕事をする。</p> <p>[皆瀬川の濁りについて]</p> <p>・皆瀬川の濁りは一向に改善していない。水質改善に取り組み住民の信頼を得るべき。</p> <p>・ダムの選択取水設備が実際に河川の水質悪化防止に役立っているのか、予断なく検討してもらいたい(大松川ダムの例をみると役に立っていないのではないか)。</p> <p>・皆瀬川の水質を改良するために、皆瀬ダムの堆積物を除去してもらいたい。それができてこそ流水の維持だと思う。</p> <p>[その他]</p> <p>・清流を維持するために、ダムを造らないことが一番。</p> <p>・ダムに頼らなくても十分できる。</p>	<p>・「水源林の保全」については、効果をあらかじめ定量的に見込むことは出来ませんが、流況の安定化の期待から効果量にかかわらず行うべき対策で、全ての流水の正常な機能の維持対策案に共通して実施すべき方策としております。</p> <p>・ご意見のある皆瀬川の濁りについては、皆瀬川の河川管理者である秋田県より以下のとおり伺っております。</p> <p>「一般的に出水時に河川は濁りが生じますが、ダムに濁った水が溜まるため、下流河川の濁りが多少長くなるのは事実です。」</p> <p>「皆瀬ダムとしては、選択取水設備を活用して、貯水池の中で最も水質の良い層から取水し、下流河川への影響を極力少なくするよう努めておりますが、今後もダム貯水池及び下流河川の状況を監視しながら、水質悪化防止に努めます。(大松川ダムでも同様に努めています。)」</p> <p>「また、皆瀬ダムでは、上流から流れ込む土砂が堆積する分の容量を確保しており、現在の土砂の堆積はその容量内に収まっています。そのため、新たに利水容量を確保するための浚渫予定はありませんが、今後も貯水池の状況を監視するとともに、下流河川への影響を極力少なくするよう努めます。」</p> <p>・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」においては、「流水の正常な機能の維持の観点から、河川整備計画で想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として対策案を立案する。」と規定されております。</p> <p>・また、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「流水の正常な機能の維持の観点から(中略)検討にあたっては、必要に応じ、i)の利水代替案やii)の利水に関する評価軸の関係部分を参考とする。」と規定されております。抽出された流水の正常な機能の維持対策案について、これに基づき評価を行っております。</p>

「雄物川水系河川整備計画(国管理区間)(素案)」における河川整備計画(案)において想定している目標(治02～03関連)

成瀬ダムの検証にあたり、「雄物川水系河川整備計画(国管理区間)(素案)」(平成21年6月15日「第5回雄物川水系河川整備学識者懇談会」に提示)では、整備の目標を以下のとおり提示しています。

4. 1. 1 目標設定の背景

4. 1. 2 整備の目標

(1) 最大規模の洪水への対応

河川整備基本方針の『水系全体としてバランスよく治水安全度を向上させることが雄物川水系の治水の基本である』との考えのもと、その目標に向けて段階的な整備を実施することとし、洪水による災害発生防止及び軽減に関しては、『過去最大洪水等、昭和以降に発生した代表的洪水と同規模の洪水が発生しても外水氾濫による床上浸水等重大な浸水被害を防止するとともに、水田等農地についても被害の軽減に努める』ことを整備目標とします。

この目標を達成するため、各主要地点における河道への配分流量を右表のとおり定め、適切な河川の維持管理に努めるとともに、堤防の整備、河道掘削、洪水調節施設等の整備を計画的、効率的に実施します。その際、地域毎の整備状況を十分に踏まえ、河道整備によってその下流側に負荷が増加することにも配慮しつつ、流下能力のバランス等を考慮して、水系一貫した河川整備を実施します。

なお、樺川地点から下流は秋田市街地の重要性から、基本方針に即して本計画においても高い安全度を確保することにより、中・上流部の整備による負荷の増加に対応します。

基準地点及び主要地点における河道の配分流量

河川名	地点名	地点名等	河道配分流量 [整備計画目標流量]
雄物川 本川	樺川	秋田県秋田市雄和樺川	6,800m ³ /s [7,100m ³ /s]
	大曲	秋田県大仙市大曲	4,200m ³ /s
	雄物川橋	秋田県横手市雄物川町	2,800m ³ /s
支川玉川		雄物川合流点	2,900m ³ /s
支川皆瀬川		雄物川合流点	1,000m ³ /s

※整備計画目標流量：整備計画で対象とした洪水規模において、氾濫や洪水調節がないと想定した場合に流れる流量

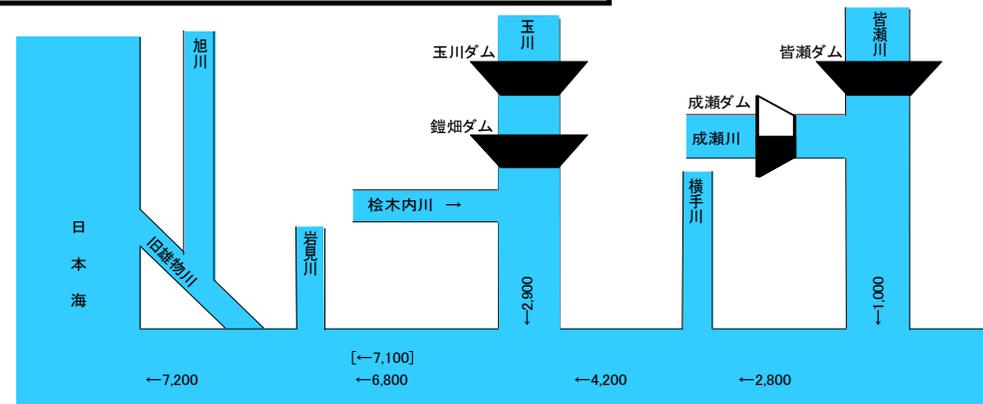
※河道配分流量：整備計画で対象とした洪水規模において、洪水調節施設による調節後の流量

【凡例】

- : 基準点
- : 主要地点
- ▾ : 既設ダム
- ▱ : 事業中ダム

[整備計画目標流量] 単位：m³/s

河道配分流量 単位：m³/s



基準地点及び主要地点における河道の配分流量

・雄物川水系河川整備計画の策定に向け、これまで5回の雄物川水系河川整備学識者懇談会を開催し、住民意見反映の手続きまで実施しております。

「雄物川水系河川整備計画(国管理区間)(素案)」策定の経緯

雄物川水系河川整備基本方針 策定(平成20年1月28日)

第1回 雄物川水系河川整備学識者懇談会(平成20年 2月19日) 秋田市

・懇談会の設立 ・河川整備計画策定までの流れ、雄物川水系河川整備基本方針の内容

第2回 雄物川水系河川整備学識者懇談会(平成20年 3月17日) 秋田市

・治水の現状と課題及び整備目標の基本的な考え方 ・利水、環境に関する現況

第3回 雄物川水系河川整備学識者懇談会(平成20年 7月17日) 大仙市

・治水に関する整備目標、治水の現状と課題及び治水対策の基本的考え方 ・利水、環境に関する現状と課題及び基本的考え方

第4回 雄物川水系河川整備学識者懇談会(平成20年12月25日) 秋田市

・治水の整備目標における具体的な整備メニュー ・利水、環境の整備目標における具体的な整備メニュー

第5回 雄物川水系河川整備学識者懇談会(平成21年 6月15日) 秋田市

・雄物川水系河川整備計画(素案)の提示

雄物川水系河川整備計画に対する住民意見反映の手続き(平成21年7月下旬~8月下旬)

・意見募集: 7月30日~8月31日 ・「雄物川整備に関する意見を聴く会」を開催: 8月4日~8月27日(流域内8市町村)

実施済

第6回 雄物川水系河川整備学識者懇談会

・雄物川水系河川整備計画(原案)の提示(住民等意見の反映内容説明) ・事業評価

今後
実施予定

他省庁・県等関係機関協議

雄物川水系河川整備計画 策定